

総会決議無効確認等請求事件について

事案の概要

本件は、中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合（個人タクシー協同組合）である被上告人（1審被告）の組合員である上告人（1審原告）が、①平成28年5月に行われた被上告人の役員（理事及び監事）選挙について、その取消しを求めるとともに、②同選挙中の理事の選出に関する部分を取り消す旨の判決の確定を条件に、平成30年5月に行われた被上告人の役員（理事及び監事）選挙の不存在確認を求めるとの事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、以下のとおり判断して、本件訴えを却下した。
 - ① 先行の選挙で選出された役員全員が任期の満了により退任し、その後に行われた後行の選挙によって役員が新たに選出されたのであるから、特別の事情のない限り、先行の選挙の取消請求に係る訴えの利益は消滅する。そして、上記特別の事情もなく、先行の選挙の取消請求に係る訴えは、訴えの利益を欠き不適法である。
 - ② 後行の選挙の不存在確認請求に係る訴えは、過去の法律関係の不存在について停止条件付きで確認を求める訴えであって、このような訴えは不適法である。

- ◇ 上告人は、①先行の理事の選挙が取り消されれば後行の選挙は不存在となることから、後行の選挙の不存在確認を求めるとの訴えが併合されている本件では先行の選挙の取消請求に係る訴えの利益は消滅しないし、②先行の選挙の取消判決の確定という停止条件付きの確認請求である後行の選挙の不存在確認請求に係る訴えも適法であると主張して争っている。